

# 資料編



目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策（第 7 条－第 17 条）
- 第 3 章 地球環境保全の推進（第 18 条）
- 第 4 章 常陸大宮市環境審議会（第 19 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全」という。）について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉の貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 人と自然が共生した、環境への負荷が少ないまちづくりのために、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行わなければならない。

3 環境の保全は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の意見を反映して、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について、配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止や自然環境の適正な保全のため、自らの責任において必要な措置を行うとともに、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(基本方針)

第7条 環境保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の個性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ることにより、潤いと安らぎのある良好な環境を確保すること。

(4) 地球環境に配慮した負荷の少ない循環型社会を構築するため、エネルギーの有効利用、資源の再資源化、廃棄物の減量化等を促進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、常陸大宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する基本的施策の方向

(3) 環境の保全に関する配慮の指針

(4) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する常陸大宮市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境に関する報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等について定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用の推進)

第10条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第12条 市は、人と自然とが共生できる基盤として緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全)

第13条 市は、河川等における水環境の適切な保全に努めるとともに、河川等の水質の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進)

第14条 市は、環境美化の促進及びその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第15条 市は、環境の保全について、市民、事業者が理解を深めるとともにその活動が促進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査等の実施)

第16条 市は、環境の保全に資するため、必要な調査を実施するとともに、監視、測定及び検査

に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第17条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全のための広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

### 第3章 地球環境保全の推進

#### (地球環境保全の推進)

第18条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の施策を推進するものとする。

### 第4章 常陸大宮市環境審議会

#### (環境審議会)

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、常陸大宮市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること
- (2) 公害対策に関すること
- (3) 自然環境の保全に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に答申するとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は再任することができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

常大生環第 363 号  
平成 29 年 12 月 22 日

常陸大宮市環境審議会会長 様

常陸大宮市長 三次 真一郎

常陸大宮市環境基本計画について（諮問）

常陸大宮市基本計画について貴審議会のご意見を賜りたく、常陸大宮市環境基本条例（平成 18 年条例第 7 号）第 19 条の規定に基づき、諮問いたします。

（諮問理由）

常陸大宮市では、平成 20 年度には望ましい環境像に「清流と里山に学び、みんなで創る 環境にやさしいまち 常陸大宮」を掲げた「常陸大宮市環境基本計画」を策定しました。

また、平成 25 年度には、環境の状況や市民・事業者の意識の変化を踏まえ、「常陸大宮市環境基本計画」を改訂しました。前計画では、東日本大震災や原子力発電所の事故の教訓を反映しています。

そして、前計画の改訂から 5 年が経過し、平成 29 年度に計画期間が満了となることから、現在市が抱える環境面における課題の解決を図り、常陸大宮市環境基本条例に定める基本理念の実現を目的とした新たな「常陸大宮市環境基本計画」を策定しますので、貴審議会の意見を求めるものです。

平成30年2月22日

常陸大宮市長 三次 真一郎 様

常陸大宮市環境審議会  
会長 角田 二雄

常陸大宮市環境基本計画（案）について（答申）

平成29年12月22日付け常大生環第363号で諮問のあった「常陸大宮市環境基本計画」の策定については、本審議会において慎重に審議、検討を重ねた結果、本案は妥当であると認め、下記の付帯意見を付して答申いたします。

記

- 1 市民，市民団体，事業者，市の協働による環境保全の取組みを積極的に努められたい。
- 2 市民，市民団体，事業者に対して，主な取組を設定しているため，理解と協力が得られるよう広報，啓発等を積極的に行い，周知徹底に努められたい。
- 3 環境基本計画実施計画に基づき，適切な事業の推進に努められたい。

### 資料3 計画策定の経過

年	月日	会議内容等
平成 29 年	7 月 12 日～ 8 月 10 日	環境意識調査の実施 ● 小学 5 年生 297 人， 中学 2 年生 371 人， 市民 1,000 人， 事業者 100 社対象
	9 月 21 日	環境推進委員会検討部会 ● 新たな環境基本計画について ● 環境基本計画の進捗について
	10 月 5 日	環境推進委員会 ● 新たな環境基本計画について
	11 月 13 日	環境推進委員会検討部会 ● 常陸大宮市環境基本計画（素案）について
	11 月 20 日	環境推進委員会 ● 常陸大宮市環境基本計画（素案）について
	12 月 7 日	環境推進委員会 ● 常陸大宮市環境基本計画（素案）について
	12 月 22 日	常陸大宮市環境審議会 ● 常陸大宮市環境基本計画（素案）について ● 常陸大宮市環境基本計画について（諮問）
	平成 30 年	1 月 4 日
1 月 10 日～ 2 月 8 日		常陸大宮市環境基本計画（案）パブリックコメントの実施
1 月 12 日		常陸大宮市環境市民会議 ● 常陸大宮市環境基本計画（案）について
2 月 9 日		環境推進委員会検討部会 ● パブリックコメント第 34 号常陸大宮市環境基本計画 （案）パブリックコメントの実施結果について
2 月 16 日		環境推進委員会 ● パブリックコメント第 34 号常陸大宮市環境基本計画 （案）パブリックコメントの実施結果について
2 月 20 日		常陸大宮市環境審議会 ● パブリックコメント第 34 号常陸大宮市環境基本計画 （案）パブリックコメントの実施結果について ● 常陸大宮市環境基本計画（案）の答申（案）について
2 月 22 日		常陸大宮市環境基本計画（案）の答申
3 月 1 日		庁議 ● パブリックコメント第 34 号常陸大宮市環境基本計画 （案）パブリックコメントの実施結果について ● 常陸大宮市環境基本計画（案）について

## 資料4 常陸大宮市環境審議会委員名簿

(敬称略, 順不同)

氏名	所属等	備考
角田 二雄	常陸大宮市森林組合 代表理事組合長	会長
小瀬 梅子	常陸大宮市ネットワーク協議会 会長	副会長
荒井 トクエ	常陸大宮市消費者リーダー連絡会 会長	
石崎 育子	常陸大宮市ボランティア連絡協議会 会長	
富山 日出子	常陸大宮市食生活改善推進員連絡協議会 会長	
菊池 久義	常陸大宮市学校長会 会長	
寺門 信義	常陸大宮市農業委員会 会長	
野上 昭雄	常陸農業協同組合 代表理事会長	
長岡 始	常陸大宮市商工会 会長	
安藤 保男	常陸大宮市環境保全推進協議会 (大宮地域) 副会長	
金子 明	常陸大宮市環境保全推進協議会 (山方地域) 会長	
長岡 喜三雄	常陸大宮市環境保全推進協議会 (美和地域) 副会長	
栗田 正氣	常陸大宮市環境保全推進協議会 (緒川地域) 副会長	
疋田 勝義	常陸大宮市環境保全推進協議会 (御前山地域) 副会長	
根本 正人	水戸北部中核工業団地連絡協議会 会長	
溝間 明	イオンリテール株式会社イオン常陸大宮店 店長	



環境審議会

## 環境にやさしいまち宣言

わたしたちは、豊かな緑と那珂川や久慈川の清流など、自然豊かな環境のもと健康で文化的生活を営んできました。

近年、豊かな生活ができるようになった反面、廃棄物の増加や生活雑排水による河川の汚濁などのさまざまな環境問題が起きてきました。

また、化石エネルギーの大量消費は地球規模の深刻な環境問題を引き起こしています。

わたしたちの暮らしや行動様式が自然や生活環境に大きな影響を与えていることを考え、市民、事業者、行政が相互に協力・連携して、豊かな自然環境を保全し、将来世代に引き継いでいくために、ここに「環境にやさしいまち」を宣言します。

平成 20 年 3 月 24 日

常陸大宮市

### あ 行

#### ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格，事業活動において環境保全対策を計画・実施し，その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組みを指します。

#### アイドリングストップ

信号まち，荷物の上げ下ろし，短時間の買い物などの駐停車の時に，自動車のエンジンを停止させることを指します。

#### 茨城エコ事業所登録制度

地球温暖化や廃棄物の増加など，環境問題に対する意識向上のため，茨城県で実施している登録制度です。環境負荷の低減に配慮した取組を積極的に実践している事業所を登録し，広く県民に紹介することにより，環境への負荷の少ない社会づくりを目指しています。

#### ウォームビズ

環境省が推奨する，暖房時の室温を20℃にして快適に過ごすライフスタイルをいいます。暖かい服装などで自宅や職場での暖房の使用を控え，地球温暖化対策を進めることを目的としています。

#### エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき，環境への目標を持ち，行動し，結果を取りまとめ，評価する環境経営システムを構築，運用，維持するとともに，社会との環境コミュニケーションを行うための方法に取り組んでいる事業者等を認証し登録する制度です。特に，中小事業者に広がっています。

#### エコドライブ

適正なタイヤ空気圧の点検，アイドリングストップ，経済速度の遵守，急発進・急加速や急ブレーキを控えるなど，二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転方法を指します。

## LED

通常の電球や蛍光灯に代わり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用いた照明のことで、省エネルギーの効果が高いことから、全国の公共機関等で採用されています。

## オゾン層

地球の成層圏に存在する比較的オゾン濃度の高い層で、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守る役割を果たしています。

## 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主な7物質となります。

## か行

### 外来種

外国に分布していた生物のうち、何らかの要因で日本にも分布するようになった種のことです。移入種と外来種には差異はないものとするものや、外来種は人為的要因が強く、移入種は自発的要因を含むとしているものもあります。本計画では、外来種は人為的要因が強く、移入種は自発的要因を含むものにとらえ表記しました。

### 化石燃料

生物の死骸や枯れた植物などが地中で変質してできた燃料のことをいいます。石油や石炭、天然ガスなどがあり、エネルギーの約85%は化石燃料から得ていますが、大気汚染や地球温暖化、酸性雨などの原因となるほか、再生産ができず有限であることから、使用量の削減や化石燃料に代わる新たなエネルギーの確保が課題となっています。

### 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理することができる施設のことです。浄化槽法の改正（平成13年）により、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられており、市では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めています。

### 感覚公害

悪臭、騒音、振動など、人の感覚を刺激して、不快感として受け止められる公害のことを指します。

## 環境基準

環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

## 環境マネジメントシステム

企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことを指します。

## 揮発性有機化合物

常温、常圧で空気中に揮発しやすい有機化合物で、石油由来のベンゼン、トルエン、キシレンなどの炭化水素類や、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどの有機塩素系化合物があります。揮発すると大気汚染物質となり、水に溶けると土壌や地下水汚染の原因物質となります。いずれも発がん性があり、排出基準や環境基準が定められています。

## クールビズ

環境省が推奨する、冷房時の室温 28℃でも快適に過ごすことのできるライフスタイルをいいます。ネクタイをせず半袖シャツを着るなどで冷房の使用を控え、地球温暖化対策を進めることを目的としています。

## グリーン購入

環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入することを指します。

## グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域でゆっくりと滞在し、地域の人々との交流を通じてその自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、農山漁村でさまざまな体験などを楽しむ余暇活動のことです。

## 光化学オキシダント

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒドなどの酸化力の強い大気汚染物質のことをいいます。眼や気道の健康障害が起こる光化学スモッグなどの原因になります。

## 公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものを指します。

## さ 行

### 最終処分場

一般廃棄物又は産業廃棄物を埋め立てるための場所、施設及び設備の総体をいいます。産業廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「安定型」「管理型」及び「遮断型」の3つの種類に区分され、それぞれ埋め立てることができる産業廃棄物の種類、構造基準及び維持管理基準が定められています。

### 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力や風力、バイオマス、地熱など、再生可能な特徴を持った次世代のエネルギーを指します。

### 里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑やため池などを含んだ地域、薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。身近な緑、生物の生育生息空間としての価値が見直され、その保全と活用が課題となっています。

### 次世代自動車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音、化石燃料の使用量が少ない自動車のことです。電気自動車、バイオ燃料自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車などを指します。

### 自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため指定された区域をいい、自然公園法に基づき国が指定する国立公園と国定公園、茨城県自然公園条例に基づき県が指定する県立自然公園があります。

### 循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方を指します。

## 生活排水処理施設

家庭のトイレ、台所、風呂、洗濯など、日常生活から排出される排水を処理する施設で、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等があります。

## 生態系

生物と、生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係しあって、生命の循環を創造しているシステムをいいます。

## 生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。

## 生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形作っています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持する上で重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

## た 行

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称のことです。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つと言われていています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。

### 地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、洪水や暴風雨による被害増加、数億人規模の深刻な水不足、種の絶滅リスクの増加など、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

## 地産地消

地元生産，地元消費の略語で，地元で生産されたものを地元で消費するということです。地域の農業と関連産業の活性化により，農地及び森林の保全が期待されます。また，輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができます。

地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によって賄うことを，「エネルギーの地産地消」という言葉で表すこともあります。

## 特定外来生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき，外来種（海外起源の外来種）の中から，生態系，人の生命・身体，農林水産業へ被害を及ぼすもの，又は及ぼすおそれのあるものが指定されます。

特定外来生物は，飼育，栽培，保管，輸入，野外へ放つ，植える及びまくこと等が禁止されます。

## な 行

### 二酸化硫黄

石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生します。二酸化硫黄はそれ自体が有害であり，環境大気中では他の汚染物質と共存することによって人間や動植物に影響を与えます。呼吸器系に影響を与え，四日市ぜんそくなどの原因となっています。

### 二酸化炭素

炭酸ガス又は無水炭酸ともいい， $\text{CO}_2$ とも表記します。無色，無臭の安定な気体で水に溶け，溶液は微酸性を呈します。大気中には約0.03%存在し，植物の光合成に欠くことのできないものです。しかしながら，人間が石油，石炭，天然ガスという化石燃料を大量に使うようになり，数十年前に比べると十数%程度増加し，引き続き増加の傾向にあると言われています。

### 二酸化窒素

物の燃焼により空気中に含まれる酸素と窒素から発生し，高温になるほどその発生量は多くなります。主な発生源は，工場及び自動車で，呼吸器系の疾患の原因となっています。

## 農業集落排水施設

農業集落におけるし尿，生活雑排水などの汚水等を処理する施設をいいます。農業用排水の水質の汚濁防止，農村地域の健全な水循環に資するとともに，農村の生活環境の向上を目的としています。

## は 行

### バイオマスエネルギー

バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で，再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスといい，それをもとに発生するエネルギーを指します。バイオマスの種類としては，紙，家畜ふん尿，食品残渣，木材などがあります。

### 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち，粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さな粒子のことです。物の燃焼などにより排出されるものと，大気中での化学反応により生成されるもの，自然由来のものがあります。粒径が非常に小さいため，肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系疾患のほか循環器系への影響が懸念されます。

### PRTR制度

Pollutant Release and Transfer Registerの略で，化学物質排出移動量届出制度のことです。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が，どのような排出源から，どのくらい環境中に排出したか，あるいは廃棄物に含まれて外に運ばれたかというデータを把握し集計し公表する仕組みです。

### 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものです。発生源は工場のばい煙，自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか，自然界由来（火山，森林火災など）のものがあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

### フロン

フッ素を含む炭化水素の総称。無害で安定した物質であるため，冷媒，洗浄剤，発泡剤などに使われますが，大気中に放出するとオゾン層の破壊や温暖化の原因となります。

## 放射性物質

放射線を出す性質を持つ物質のことで、その性質を放射能と言います。

## ら 行

### 6次産業

さまざまな地域資源を活用し、農林漁業者が生産（第一次産業）、加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）を一体化して取り組む産業の形態を指します。

表紙の写真

右上、右下、中央

常陸大宮市観光協会提供

# 常陸大宮市環境基本計画

平成 30 年 3 月

発行 常陸大宮市

編集 常陸大宮市 市民生活部 生活環境課

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6

TEL 0295-52-1111 (代表)

URL [www.city.hitachiomiya.lg.jp/](http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/)





マスコットキャラクター